

(別紙)

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 6 月 26 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒木別所集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 6 月 26 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・圃場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図っている。今後も継続していく。
- ・直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農している。今後も継続していく。
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈作業の労働力が軽減されている。今後も継続していく。
- ・集落（地域）内農業者と共同で野菜栽培に取り組んでいる。今後も継続していく。

(別紙)

- ・地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図っている。今後も継続していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・流通・加工に取り組み、6次産業化を推進している。今後も継続していく。